

Japaneseische Industrie-und Handelsvereinigung in Berlin e.V.

BERLINER LUFT

2004年第1号(2004年3月31日)

ベルリン日本商工会
編集発行人：岩崎正博
Am Sandwerder 3.
14109 Berlin
TEL:030-8036070
FAX:030-8038905

目次

事務局からのお知らせ

トピックス ベルリンの生活情報サイト 「べるりんねっと789」今昔物語

制作者へのインタビュー

トレンド 米系企業、独自の投資環境のさらなる改革を求める

ジェトロデュッセルドルフ・センター 佐藤雄一郎氏

ビジネスお役立ち情報 ドイツ有限会社の登記・定款に関する諸問題

プライスウォーターハウスクーパーズ会計事務所

弁護士 Andreas MENGEL氏、池田 良一氏

(デュッセルドルフ日本商工会議所会報 2004年1月号からの転載)

事務局からのお知らせ

1. 事務局報告と催し物お知らせ

2月23日(月) 定例総会開催される

2004年度ベルリン日本商工会定例総会は2月23日に開催され、2003年度会計報告、2004年度事業計画、予算などを承認、新役員を選出いたしました。総会に関しては、別途送付の総会議事録、総会配付資料をご覧ください。

また、新役員の役割分担も決まりましたので、以下ご参照下さい。

2004年度役員

会長	岩崎正博 (JETRO)	経済・広報渉外・ベルリナルフト
副会長(会長代行)	山本憲生 (JVC)	経済・広報渉外・補習校
副会長兼財務幹事	戸田伸一 (SONY)	経済・広報渉外・財務
幹事	竹谷宗久 (東洋グローバル)	経済・広報渉外・日本人学校
幹事	白田 裕 (HITACHI)	広報渉外
幹事	原田敏男 (LTK)	文化・スポーツ・レクリレーション
幹事	甲斐英知 (DIC)	文化・スポーツ・レクリレーション
幹事	上田浩二 (日独センター)	文化・広報
監事	荒木 均 (三井物産)	

2月25日(水) 川上査察使と懇談 岩崎会長他

2月26日(木) 岩崎会長、大使館草桶参事官、安藤書記官へ会長就任挨拶

3月12日(金) UNITED-SUPPORT社とEXPOMOBILIA AG社に当会入会申込書送付

- 3月16日(火)ベルリン日本人国際学校卒業式 岩崎会長
- 3月26日(金)ベルリン日本語補習授業校卒業式 岩崎会長
- 3月27日(土)ベルリン中央学園補習授業校卒業式・入学式 岩崎会長
- 4月7日(水)商工会主催 在ドイツ日本大使館 草桶参事官講演会

2004年度ソフトボール大会

第12回ソフトボール大会は5月8日(土)10時より従来と同じ会場のEichkamp (Sportanlage Eichkamp, Harbigstr. 40)にて行いますので奮ってご参加下さい。雨天の場合は中止となります。

2. 学校関係のお知らせ

ベルリンにある三つの日本人学校、補習校の入学式日程と新年度開始は下記の通りです。

学校	卒業式	入学式	春休み(オースター休暇)
ベルリン日本人国際学校	3月16日	4月13日	3月18日~4月12日
ベルリン日本語補習授業校	3月26日	4月4日	4月5日~4月16日
ベルリン中央学園	3月27日	3月27日	4月5日~4月16日

トピックス

「べるりんねっと789」今昔物語

はじめに

昔、ドイツの某都市に住んでいた時に、夜中に子供が高熱を出しました。「それは大変だ、すぐいらっしゃい」と言ってくれると思って、いつも診ていただいていたお医者様に電話をしました。

しかし、「それは大変だ。今から言う薬を薬局に行って購入、服用させ、明朝予約を取っていらっしゃい」と言われました。

必死になって、薬の綴りを何回も確認しながら、メモをしたのですが、「はて？こんな時間に開いている薬局があるのか？」という疑問に思い当たり、さらに、拙い独語で聞いてみると、「地区毎の夜間・週末・休日の当番を電話案内で教えてくれる」とのこと。教えてもらった番号に電話をし、流れる音声案内を書き取り、その薬局へ行き、やっとのことで薬を購入した頃は、空が明るくなってきました。

医療事情や言語の違いとはいえ、「小さな子供が熱でグッタリしているのに」と、親として辛かった事を覚えています。

インターネットが普及した今、情報を探して、手に入れる手間はずいぶん楽になりました。

しかし、肝心の情報そのもの、役に立つ情報があるかないか？この有無で、海外での生活が大きく左右されます。

さて、ここベルリンは？

皆様もご存知の「べるりんねっと789」情報があるおかげで恵まれていると言えるでしょう。因みに、小生が苦労した薬局と医院の夜間・週末・休日当番情報もちゃんと掲載されていました。

このインターネットを活用したベルリン生活電子情報玉手箱、「一体、どんな人が、どのように制作しているのか？そもそも、何故、どのように生まれたのか？」ベルリンに赴任する前に、いろいろな情報を789から入手していた小生、ずっと知りたいと思っていました。

と、同時に、「まだ、789をご存知のない方がいらっしゃれば、是非、利用すべき」「折角のベルリンでの生活を、もっと安心して、もっと楽しんでいただきたい」と思い、789制作工房の方をお願いした『インタビュー』録を再現して、お伝えさせていただきます。

「べるりんねっと789」の誕生、それは、「情報を文章という手法で伝えたい人」と「情報を技術という手法で伝えたい人」の二人の出会いから

文章の専門家：

「ドイツに関するいろいろな記事を、日本の出版社向けに書く仕事を始めた頃でした。その仕事を続けているうちに、『自分の書いたものを自分の手で人に伝えたい』、『折角、発信するなら、生活等に役立つ情報であれば、喜んでもらえるのでは?』と思い立ちましたが、書くことは専門ですからできるのですが、送る方法がわかりませんでした」

技術の専門家：

「偶然お会いして、『こんなことが出来れば』とお話ししているうちに、『共同で出来ないか』ということになり、とんとん拍子に話しが進みました。99年秋から、勤務終了後の時間をやりくりして制作作業をはじめましたが、当時は、制作に必要な機器もない、情報収集もしなくては行けないという状況でした。にもかかわらず、お互いに『視覚効果が高くて楽しいもの、情報が正確で読みやすいもの、具体的に役立つもの等々、あれもこれも』の言い合いになったりで、あっという間に1年間が経過していました。」

両専門家：

「これではいけないと、『2001年1月1日絶対スタート!目標!』と決め、仕事の後に突貫作業で進めました。2000年の大晦日も、年が変わる数分間だけ家族と乾杯、すぐ作業に戻り、元旦も一日中コンピューターの前に座って作業をしていました。夜になり、『1月2日になってしまう』と叫びながら、日付が変わる直前、全作業が完了、ホームページを立ち上げることが出来ました。シンデレラのガラスの靴ならぬ、資料がまわりに散乱していました。」

技術の専門家：

「アドレス名の789は、『ベルリンネット』が既に他で登録されており、数字をつければOKと教えてもらい、『ラッキーセブン』+「すえひろがり」+9で789とつけました。」

文章の専門家：

「だんだんアクセスしてくださる方が増えてきて、メールで励ましやお叱りを下さる方、『見てるよ、頑張ってるよ』と言ってくれる友人、『こんな情報はどうですか』と提供してくださる方、『なにかお手伝いをしたい』と協力してくださる方、全ての方々のご声援で、ここまで来れたと思います。」

技術の専門家：

「文字の専門家は、パソコン破壊大魔王、技術ノウハウ・ゼロの人だったのに、今は、相当高度なことも含めて、ずいぶん出来るようになりましたね。私ごと、技術の専門家のほうは、情報を伝えることの難しさや責任、情報のオリジナル出所を確認すること等、技術面以外の大事なことをずいぶん教えられました。」

両専門家：

「日本大使館の情報を掲載させていただけることになった時は、とても嬉しかったです。同時に、大使館の方々の『情報に対する責任感や配慮』について、とても教えられました。」

文章の専門家：

「制作作業のみならず、機材もソフトもプロバイダー契約も全て自前でやっていますので、いろいろ苦労しました。当時、デジタルカメラが高くて、ずっと買えずにいましたが、幸い、購入したパソコンにカメラがついていたので、最大限充電して、そのパソコンで街頭撮影。周りの人が、あの二人はパソコンを縦にしたり、横にしたり、『いったい何をしているのか?』と覗き込んできたりして、今、その当時の写真を見ると、おかしいのと、懐かしいのとで、『こんな時代もあったなあ』と感慨深いものがあります。」

技術の専門家：

「いろいろな方々にお会いし、お話しをうかがえることも、楽しく、幸せなことです。私の及ばない『すごい』技術をもっておられる方もいらっしゃる、勉強になります。」

両専門家：

「これからも、皆さんの励ましとご協力をいただきながら、頑張っていきます。是非、789 を見てください。ご意見や感想等もどしどしお寄せください。今までは、自宅の狭い空間で作業をしていましたが、今度、少しフリーなスペースがある制作工房をもてたので、遊びに来てください。」

情報誌を制作することでは同じ立場の小生、お二人のお話を聞きながら、プライベートな時間の大半を制作にあてている熱意や、それを3年以上も継続させている努力、予期せぬご苦労も多々あったであろうに、それを感じさせない笑顔等々に感動しながら、「いつの日か、我がベルリナ-ルフトを、789 に続く『10・11・12』は無理としても、『345』くらいにはしなくては!」と思った次第です。

「べるりんねっと789」のアドレスは <http://www.berlinnet789.de/>

トレンド

「米系企業、ドイツの投資環境のさらなる改革を求める」

(ジェットロ 通商弘報 2004年3月4日号から転載)

在ドイツ米系企業は2004年に投資を増やす一方、雇用を縮小する見通しだ。また、生産拠点としての魅力を高めるためには、労働市場と税制の改革が必要とみている。

<管理拠点としての魅力は欧州で1位に>

在ドイツ米系商工会議所(会員企業数:約3,000社)は、会員企業のうち売上高上位100社に対して、ドイツの事業・経済環境に関するアンケート調査を行った。

調査結果によると、ドイツは欧州内での経営およびホールディング(持ち株)拠点として最も魅力ある立地先とされた。財務拠点としてもオランダ、スイス、アイルランドに次ぐなど、経営管理部門の立地ポテンシャルは高く評価されている。

しかし総合的な投資先としては、回答の約半数(46%)が中・東欧諸国を評価しており、ドイツは英国(24%)に次ぐ第3位(14%)となっている。

立地先としての魅力を損なっている点としては、人件費の高さ(回答の60%)、行政面・開発環境などでの過度の規制(43%)、硬直化した労働・賃金法制(34%)、税負担の高さ(26%)、複雑な税制(23%)などが指摘された。(複数回答)

また、ドイツに進出した理由としては、市場アクセスと従業員の質の高さが挙げられている。

なお、自動車や通信といった分野では、ドイツへの投資に際して、技術革新と研究開発（R&D）のネットワークを重視している一方、医薬や消費財の分野ではこうした点を必ずしも重視していない。

<生産・管理部門で組織縮小の見込み>

同商工会議所の調べでは、米国企業の対ドイツ投資総額は1,100億ユーロに達し、これによるドイツでの直接雇用者数は全人口の1%近い80万人に達する。

投資の見通しについては、今後12ヵ月間に対欧投資総額の40%以上をドイツに向けると回答した企業が全体の3分の1に上った。しかし、一方では27%がドイツから欧州域内への投資先変更・設備移転があり得ると見ているほか、販売部門に比べて生産・管理の両部門での投資意欲が弱まっている傾向もみられる。

<業績改善でも雇用削減は続行>

各社の2004年の事業見通しは総じて明るい。69%の企業が売上高は増加すると回答、投資も横ばいが59%、増加が28%となり、減少は13%にとどまった。

しかし、雇用については縮小するとの回答が42%で、業績の改善が雇用を拡大するとの判断につながっていない。

投資先としての魅力を高めるために必要な措置としては、労働市場の柔軟化（29%）、税制の簡素化（29%）の回答が多かった。

現在、政府が進める解雇保護制度と企業立地関連法令の改革について、回答企業は方向性が正しいと認めつつも、改革の程度には不満を抱いている。

今回のアンケート結果については、下記アドレスを参照。

http://www.amcham.de/fileadmin/templates/main/pdf/AmCham-Broschure_Feb04.pdf

(ジェットロ・デュッセルドルフ・センター 佐藤雄一郎氏)

ビジネスお役立ち情報

昨年11月28日にデュッセルドルフ日本商工会議所の法務委員会主催で「ドイツ有限会社の登記・定款に関する諸問題」セミナーを開催されました。同会議所「会報」（2004年1月号）に掲載のサマリーを転載させていただきます。転載のご快諾にお礼申し上げます

ドイツ有限会社の登記・定款に関する諸問題

ブライスウォーターハウスクーパース会計事務所
弁護士 Andreas MENGEL 氏
池田 良一氏

1. 商業登記簿制度の概要

商業登記簿には、完全商人（Vollkaufmann）（ビジネス行為を営む主体〈自然人・法人〉で、商法上の専門用語。ここでの主要テーマとなっているドイツ有限会社 GmbH 等もその中に含まれる）ならびにそれに関連する特定の事実および法的関係が登記され、ドイツでは登記裁判所（Amtsgericht）が管理している。商業登記簿制度の目的は、登記内容ならびに付属情報を万人に公開・開示することにある。

登記情報内容は、原則として登記事項 Eintragungen（定款からの情報、取締役の氏名・職業等）、付属書類 Sonderband（定款、出資者リスト、年度決算書等）および裁判所書類 Hauptband（裁判所命令等）の三つに分かれており、登記事項と付属書類の二つについては、万人に対して閲覧権が保証されている。

従来は、登記裁判所で閲覧する、または登記簿謄本・付属書類のコピーを裁判所に送ってもらわなければならなかったが、最近一部の州でインターネットでのアクセスも可能になった。ノルトラインヴェストファーレン州では登記裁判所の登記事項の85%が電子化され、インターネットでのアクセスが可能になっている。付属書類にはまだアクセスできないが、これからEUの指令に従って付属書類に対してもオンラインアクセスができる予定である。

有限会社の場合、登記事項は定款に定められている事項（商号：有限責任である旨明示、住所：会社所在地の市町村名、事業目的、基本資本金、会社の存続期間：定款に定めがある場合）、定款に定められていない事項（定款認証日：公証人役場の日付、取締役ならびに清算人の姓名・生年月日・住所・職業、支配人 Prokurist）の姓名・生年月日・住所・職業、損益譲渡契約等の企業契約の有無 および通常定款に定めがあるが追加的に定款以外の定めが加えられる登記事項（取締役・支配人の代表権の種類：単独代表権か共同代表権か、民法第181条：自己取引・双方代理の禁止の免除）がある。

以上のような登記事項の変更は、通常、商人（有限会社の場合、有限会社の取締役）の申請によって裁判官 Registerrichter）または司法補助官 Rechtspfleger）が登記し、その変更が登記裁判所によって公告されるという手順で行われる。通常、登記事項の変更の登記は、確認的効力しかもたない。すなわち取締役の変更（就任・辞任）は、そのための出資者総会決議があれば、登記前であっても有効になる。しかし、有限会社の設立と定款の変更の場合には、登記により創設的効力が発生するので、登記簿に登録されて初めて有限会社は存在することになる。つまり、定款の変更は、登記されないと法律上では有効とは見なされない。

登記申請、署名又は登記裁判所に対する書類提出の義務を怠った者（有限会社の場合には、その取締役）に対し、裁判所は5,000ユーロまでの強制金を課することができる（重ねての賦課もあり得る）。但し、設立登記、定款変更登記については、それらは創設的効力を有する登記であることから、強制金は課されない（有限会社法第79条第2項）。最近話題になっている年度決算書の提出義務も強制金の対象となる。

2. ドイツにおける会社組織の概要

ドイツの民間組織を大きく分けると団体 Körperschaft と人的会社

Personengesellschaft がある。人的会社には民法上のパートナーシップ、人的商事会社（合名会社・合資会社）があるが、団体には社団、資本公司（有限会社、株式会社等）がある。人的会社と異なり、資本公司は法人格を有し、出資者の責任は出資の額に限られている。税法上では、資本公司は所得税（＝法人税 Körperschaftsteuer）の課税対象になるが、人的会社は日本とは異なり、直接には所得税の課税対象にならず、その代わりに出資者の個人所得税ベースで課税が行われる。

3. 有限会社の定款

有限会社の定款にその有限会社の基本的なルールが定められている。定款の記載事項は大きく分けて、絶対的必要記載事項、相対的必要記載事項および任意的記載事項とに分けられる。

絶対的必要記載事項は、定款に必ず規定しなければならない事項で、その記載を欠くときには定款の内容上の瑕疵により定款が無効になる。絶対的必要記載事項は、会社の商号、会社の所在地（本店の所在地の市町村名）、事業の目的、基本資本金の額である。それに加えて、各出資者が設立時に基本資本金に充てる出資（基本出資）として払い込むべき金額（各出資者の氏名又は商号と各々の基本出資額、尚出資者が1人の場合でも記載が必要）についての定めも絶対記載必要事項である。

相対的必要記載事項は、その記載の有無が定款自体の効力には関係がないが、定款に定めがないときは効力が認められない事項である。まず、有限会社法第3条第2項によって、企業の存続期間と付随的給付義務（出資者が会社に対し基本出資の履行のほかに義務を負担すべき旨、出資者が保有する工業所有権等を会社に利用させること等）が相対的必要記載事項である旨が定められている。その他の有限会社法上の主な相対的必要記載事項は、持分譲渡に関する要件、追出資義務、利益処分、代表権の制限、定款変更の要件、設立費用負担の旨及び概算額、暦年と異なる事業年度等である。

任意的記載事項は、定款に定めることができるがそれが効力を認める要件とはなっていない事項であり、その具体例は、取締役の指名、取締役の報酬、競業避止義務の免除、監査役会の構成等である。

4. 有限会社の取締役

有限会社の取締役は有限会社を代表する機関である。

- 4.1 取締役になるための前提条件は、自然人で無制限の法律行為能力を有する者であること、監査役会のメンバーではないこと、ドイツ刑法第283条から第283d条の犯罪に問われた者の場合には、5年を経過していること、および会社の事業目的に含まれている事業活動への従事を禁止されていないことである。
- 4.2 有限会社の取締役は、経営に際しての注意義務、簿記記帳義務、決算書ならびに状況報告書の作成義務、出資者総会の招集義務、資本金の半額以上の損失時の出資者への報告義務、破産手続申請の義務等様々な義務を負っている。登記裁判所に対する義務としては、決算書ならびに状況報告書の開示義務、出資者リスト提出義務、登記裁判所への各種の届出義務等がある。
- 4.3 有限会社の取締役の代表権は、原則として共同代表権であるが、定款あるいは出資者総会決議により、共同代表権の具体的内容、すなわち、二人の取締役が共同で代表権を行使する、あるいは、一人の取締役が支配人と共同で会社を代表するといった内容を定めることができる。さらに、会社を一人で代表する権限（単独代表権）を定めることができる。また、取締役の代表権は、能動的代表権と受動的代表権が区別され、能動的代表権の行使の場合（相手方に意思表示を伝える時）には、代表権行使についての定款・出資者総会決議で定められたルールに従うが、受動的代表権の行使の場合（会社に対する督促や解約等の相手方の意思表示を受ける時）には、取締役全員が単独代表権者として見なされる（有限

会社法第 35 条第 2 項)。自己取引と双方代理は原則として禁止になっているが(民法第 181 条)、定款の定めと就任時の出資者による決議があれば免除が可能である。書面での代表権行使は会社名に添えて署名する形になっている。

4. 4 有限会社の取締役の就任・辞任の際に通常以下のステップ・書類が必要:

- ・ 出資者総会の決議(公正証書も署名認証も必要ない)
- ・ 会社を代表することができる取締役(共同代表の場合は規定に従う)による登記申請
- ・ 新取締役のサイン登録(署名認証): 登記申請書の中に含まれている場合が多い
- ・ 新取締役が在日本の場合は、登記申請書類一式を日本に送付し、在日ドイツ大使館・領事館の係官の面前または日本の公証人の前でその登記申請書類一式に署名する(後者の場合、アポステイーユ等が必要)。通常通りに「資格宣誓書」(取締役になるための前提条件を満たしているかの確認書)への署名も要求される。
- ・ 場合によって: 資格証明書・委任状

登記簿への登記は確認的効力しかもたないので新任の取締役は取締役就任の登記申請ができるが、辞任した取締役は辞任の登記申請を行うことはできない。第三者に対して就任・就辞任の事実を主張できないことから(但し、当該第三者がその事実を知っている場合は異なる)、就任・辞任後、速やかに登記することが重要。

5. 委任(状)(Vollmacht)

日系企業の場合、委任状は、主に設立時ならびに定款の変更の時のように、出資者(日本の親会社)の代表者(社長、代表取締役)が原則としてドイツの公証人の前で公正証書に署名をしないといけない時に利用されている。委任状を使って、出資者の代表者の代わりに、委任を受けた者(通常、ドイツ現地法人の取締役)がドイツの公証人の前で公正証書に署名をする。もし、出資者の代表者が来独できるのであれば、この委任状は必要がない。

ドイツ法では原則として委任は要式性がない(民法第 167 条第 2 項)、すなわち、口頭でも構わないし、書面の場合でもその書式指定はない。但し、証拠能力確保のため書面であることが不可欠。例外的に、書面(出資者の代わりに出資者総会で議決権を行使するため)、認証署名(登記申請書)の要式が特定の法律により求められている。認証署名は、ドイツの公証人・在日ドイツ領事館・日本の公証人の面前で行ってもよい。ドイツの公証人、在日ドイツ大使館・領事館の場合は簡単だが、日本の公証人の面前で署名する場合に次の手続きが必要:

- (1) ドイツ語で委任状を作成する。
- (2) 日本の公証人の前で委任者(本社の社長・代表取締役等)が委任状に署名する
- (3) 委任者が公証人の前で署名した旨の認証を入手する
- (4) 本社の代表者の場合、必要に応じて資格証明を入手する
- (5) 上記(3)及び(4)に関し、法務局長の証明を入手する
- (6) 上記(5)に関し、外務省が発行するアポステイーユを入手する
- (7) アポステイーユを除く、ドイツ語で作成されていない書類については、公認翻訳士にドイツ語翻訳を作成してもらい、翻訳証明を入手する

6. 会社の設立

6.1 有限会社の設立プロセスは三つの段階に分けられる。

公証人の面前での設立出資者総会前の段階（設立前の会社：通常、パートナーシップが場合によって存在している）。

公証人の面前での設立出資者総会から登記完了までの段階（設立中の会社 GmbH i.G. : ビジネス活動が可能）。

登記完了後の段階：有限会社の正式な発足（原則として、この時点から基本資本金の使用が可能）。設立中の会社の権利と義務は登記完了時に直接有限会社に移り、設立中の会社が消滅する。

有限会社の設立の手順は、簡単にいえば三つのステップがある。

- ・ 設立出資者総会議事録に出資者全員署名（方式：公正証書）
- ・ 全取締役による登記申請（方式：認証署名）
- ・ 登記裁判所により登記

6.2 手順を明確にするために例をあげて順序を詳しく説明する。

例: 日本の株式会社（本社）はドイツで 100%子会社（有限会社：GmbH）を設立。本社の社長（または代表取締役）はドイツに来独不可能。

- (1) 本社の社長（または代表取締役）が日本の公証人の面前で委任状に署名する。
単独出資者になる本社の社長（または代表取締役）が来独できない時、就任予定の GmbH 取締役にドイツの公証人の面前で設立出資者総会議事録に署名してもらうために就任予定の GmbH 取締役に本社（= 出資者）を代表できる権利を与える。
- (2) 本社所在地の法務局出張所へ行き、本社の登記簿謄本（資格証明書）を入手する。
- (3) 登記官が正しい登記官であることを法務局長により証明してもらう：上記（2）の書類に添付。
- (4) 委任状に関して公証人が正しい公証人であることを法務局長により証明してもらう：上記（3）の書類に添付。この証明書は公証人がつけてくれる場合もある
- (5) 外務省へ上記（1）（2）（3）（4）の書類を持って行き、上記の法務局長の認証が正しいことを証明してもらう。そのためにアポストイーユを上記（3）（4）の書類に添付してもらう上記の書類の日本語のものをドイツの公認翻訳士によりドイツ語にしてもらう。（認証翻訳）
日本で翻訳してもらいたい場合、ドイツ大使館・領事館が翻訳者を指名してくれる。
- (6) 就任予定の GmbH 取締役はドイツに来てドイツの公証人の面前で、本社の代理人として、設立出資者総会議事録に署名する。（設立中の会社が成立）
- (7) 就任予定 GmbH 取締役が、公証人の面前で GmbH の代表者として、登記申請書に署名する。
- (8) 就任予定 GmbH 取締役が GmbH の代表者として出資者リストに署名する。
- (9) 公証人役場の後（または翌日以降）、就任予定 GmbH 取締役は、設立中の会社の銀行口座を開き、資本金を送金させ、その証明書を入手。

(10) 払込の証明書を公証人に渡し、公証人は登記申請を登記裁判所に送る

(11) 登記裁判所において登記

これで有限会社の登記完了になる。

7. 有限会社の定款の変更

主な定款変更は、住所変更、商号変更、営業年度変更、基本資本金の増資、基本資本金の減資および資本基本金の簡易減資等である。

7.1 定款変更時に共通の基本的な定款変更の手続きは以下の通り：

- ・ 定款変更の出資者総会特別決議（方式：公正証書）
- ・ 取締役による登記申請（方式：認証署名）
- ・ 登記裁判所により登記

7.2 それに加えて、変更の内容によって追加的な手続きが必要となる。営業年度を暦年と異なる営業年度に変えると税務署の許可が必要。事業目的が官公庁の許認可を必要とするときにはその許認可を得なければならない。商号変更の場合にはドイツの商工会議所での事前確認が不可欠。但し、商工会議所の調査の範囲がその自治体（Gemeinde）に限られているので、場合によっては、氏名権、商標権違反に関する別途の調査が勧められる。

7.3 基本資本金の増資手続きのために通常の定款変更手続きに加えて以下のステップが必要：

- ・ 新出資持分の引受け：引受人（本社の代表者の委任を受けた GmbH の取締役）が公証人の前で出資引受確認書に署名する
- ・ 払込み：登記申請前までに出資の払込みの実施

少なくとも基本出資金の 4 分の 1 以上の払込みが必要。但し、出資者が 1 人の場合に全額払込まない場合は、未払分について担保を設定する必要がある。増資の登記申請は、全取締役によって行う。

7.4 基本資本金の通常の減資手続きのために通常の定款変更手続きに加えて以下のステップが必要：

- ・ 減資公告 3 回（有限会社法第 58 条第 1 項第 1 号）
 - ・ 既知の債権者には別途個別通知（同上）
- 減資に同意しない債権者には、債務を弁済するか、又は担保を提供する

減資の登記申請は、3 回目の公告から 1 年間の待機期間を経過しないとできない。増資と同じように減資の登記申請は全取締役によって行う。

以上